

## 役員等日当規則

平成 24 年 12 月 19 日制定  
平成 28 年 6 月 20 日一部改正  
令和 2 年 7 月 7 日一部改正  
令和 3 年 6 月 18 日一部改正

### (目的)

第 1 条 この規則は、定款第 30 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下、「当協会」という。）の役員、顧問及び委員等（以下、「役員等」という。）に支払う日当につき、その支給範囲及び支給額について定めることを目的とする。

### (日当の支給範囲)

第 2 条 役員等が次の会議等に出席する出張の場合は、日当を支給する。

- 一 理事会及び委員会
- 二 監査及びその立会
- 三 鑑定評価書検査
- 四 埼玉友好士業の幹事会及び暮らしと事業のよろず相談会
- 五 各委員会が主催する説明会、研修会及び講演会等（ただし、当協会の会員向けは除く。）
- 六 各委員会が主催する事前準備会等
- 七 当協会を代表して公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び他の都道府県不動産鑑定士協会の会議等に出席する場合
- 八 当協会を代表して県又は市等の各種機関との打ち合わせ又は挨拶のために訪問する場合
- 九 当協会を代表して友好士業団体等の主催する行事等に出席する場合
- 十 当協会を代表して講師として派遣される場合
- 十一 その他、代表理事（以下、「会長」という。）が特に必要と認めたもの

2 前項各号に掲げる会議等をWEB会議で開催した場合においても、前項の規定を同様に適用する。

### (出張命令等)

第 3 条 理事会及び委員会等事前に開催通知があつて出席する出張の場合については、開催通知をもって出張命令とする。

2 前項以外で役員等（監事を除く。）が出張する場合には、出張命令者は会

- 長とし、出張者は事後に復命書を会長に対して提出しなければならない。
- 3 監事が監査等のために出張する場合は会長に対して通知するものとする。

(支給額)

- 第4条 役員等が第2条各号の会議等に出席する出張の場合には、一日当たり10,000円の日当を支給する。ただし、会議等が午前から午後にあたる場合又は4時間を超えて行われる場合以外の日当支給額は半額とする。
- なお、同一日に第2条各号の会議等が重複し、それらに順次出席する場合には、会議等に要した時間を個別に計算し、日当を支給する。
- 2 第2条第1項各号に掲げる会議等をWEB会議で開催した場合においても、前項の規定を同様に適用する。但し、拘束時間が短くなることを考慮して、10,000円を8,000円に読み替える。

(日当の支給調整)

- 第5条 会議等の性格により、別途先方開催者から日当等(交通費を除く。)が支給される場合には、その額の如何を問わず日当は支給しない。

(日当の支払い)

- 第6条 日当は、小口現金管理の便宜のため、数か月分まとめて役員等の個人名義の銀行口座に振り込みをする。
- 2 前項の振り込み手数料は役員等の負担とする。

(適用除外)

- 第7条 この規則は、会員外の監事には適用しない。

附 則

この規則は、当協会設立登記の日からこれを施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月20日からこれを施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月7日からこれを施行する。但し、第2条、第4条、第5条及び第6条の規定は、令和2年4月1日からこれを適用することができる。

附 則

この規則は、令和3年6月18日からこれを施行する。